

用地補償総合技術業務積算基準 新旧対照表

赤字：今回改正箇所

(R3.3.26改正)

新	旧																
<h2 style="text-align: center;">用地補償総合技術業務費積算基準</h2> <p>第1 適用範囲 この積算基準は、用地補償総合技術業務を委託する場合の業務費を積算するときに適用するものとする。</p> <p>第2 積算基準</p> <p>1 業務費の構成 この積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。</p> <div style="margin-left: 20px;"> <pre> graph LR BF[業務費] --- BP[業務価格] BF --- CT[消費税等相当額] BP --- DO[業務原価] BP --- GM[一般管理費等] DO --- DP[直接原価] DO --- IO[間接原価] DP --- DPC[直接人件費] DP --- DE[直接経費] DE --- MC[材料費等] DE --- FT[旅費交通費] DE --- OT[その他] IO --- SO[その他原価] </pre> </div> <p>(省略)</p> <p>⑥-4 建物等の法令適合性の照合 建物等の法令適合性の照合を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の照合を行うもので、その区分は、表9-4-1によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-4-2により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-4-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">区 分 の 細 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法令適合性照合(1)</td> <td>木造建物（建築基準法第61条に該当する建築物）</td> </tr> <tr> <td>法令適合性照合(2)</td> <td>木造建物（建築基準法第35条、第61条に該当する建築物）</td> </tr> <tr> <td>法令適合性照合(3)</td> <td>木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	区 分 の 細 目	法令適合性照合(1)	木造建物（建築基準法第 61条 に該当する建築物）	法令適合性照合(2)	木造建物（建築基準法第35条、 第61条 に該当する建築物）	法令適合性照合(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）	<h2 style="text-align: center;">用地補償総合技術業務費積算基準</h2> <p>第1 適用範囲 この積算基準は、用地補償総合技術業務を委託する場合の業務費を積算するときに適用するものとする。</p> <p>第2 積算基準</p> <p>1 業務費の構成 この積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。</p> <div style="margin-left: 20px;"> </div> <p>(省略)</p> <p>⑥-4 建物等の法令適合性の照合 建物等の法令適合性の照合を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域内の建築物）及び第62条（準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の照合を行うもので、その区分は、表9-4-1によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-4-2により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-4-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">区 分 の 細 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法令適合性照合(1)</td> <td>木造建物（建築基準法第61条及び第62条に該当する建築物）</td> </tr> <tr> <td>法令適合性照合(2)</td> <td>木造建物（建築基準法第35条、第61条及び第62条に該当する建築物）</td> </tr> <tr> <td>法令適合性照合(3)</td> <td>木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	区 分	区 分 の 細 目	法令適合性照合(1)	木造建物（建築基準法第 61条 及び 第62条 に該当する建築物）	法令適合性照合(2)	木造建物（建築基準法第35条、 第61条 及び 第62条 に該当する建築物）	法令適合性照合(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）
区 分	区 分 の 細 目																
法令適合性照合(1)	木造建物（建築基準法第 61条 に該当する建築物）																
法令適合性照合(2)	木造建物（建築基準法第35条、 第61条 に該当する建築物）																
法令適合性照合(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）																
区 分	区 分 の 細 目																
法令適合性照合(1)	木造建物（建築基準法第 61条 及び 第62条 に該当する建築物）																
法令適合性照合(2)	木造建物（建築基準法第35条、 第61条 及び 第62条 に該当する建築物）																
法令適合性照合(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）																

新

旧

(省略)

① 直接人件費の構成費目として設定されていない業務

本積算基準において直接人件費の構成費目として設定されていない業務についても、用地補償総合技術業務に含まれる業務については、別途、適正な業務価格を積算し直接人件費に含めることができるものとする。

2) 直接経費

直接経費は、次により積算するものとする。

イ 材料費等

材料費等は、業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、直接人件費の7%を計上する。

ロ 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算する。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

現地条件等により下記表によりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3を適用する。

区 分	旅費交通費
用地補償総合技術業務	直接人件費の2.85パーセント

注 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等含まれているため、別途計上しない。

(省略)

(省略)

① 直接人件費の構成費目として設定されていない業務

本積算基準において直接人件費の構成費目として設定されていない業務についても、用地補償総合技術業務に含まれる業務については、別途、適正な業務価格を積算し直接人件費に含めることができるものとする。

2) 直接経費

直接経費は、次により積算するものとする。

イ 材料費等

材料費等は、業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、直接人件費の7%を計上する。

ロ 旅費交通費

旅費交通費は、業務を実施するために必要な交通、滞在、運搬等の費用とし、積算に当たっては、用地調査等業務費積算基準（案）第3業務費の内容及び積算 1直接原価 (2)直接経費 ロ旅費交通費に定めるところにより行うものとする。

(省略)